

再就職等規制の例外承認及び  
再就職等規制違反行為の調査等について

## [目次]

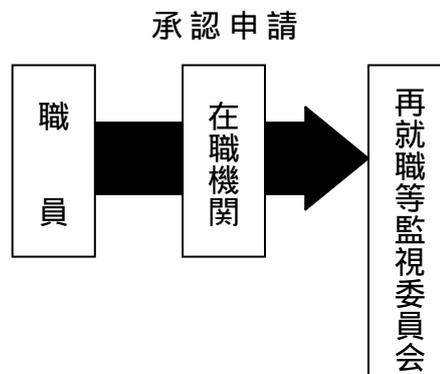
- ・ 再就職等規制の例外承認について . . . . . 1
- ・ 再就職等規制違反行為の調査のおおまかな流れ . . . . . 4
- ・ 再就職等規制違反行為の調査・勧告手続の流れ（詳細） . . . 5
- ・ 再就職等規制違反行為に関する調査について . . . . . 7
- ・ 再就職等規制と違反行為の調査等の実施体制 . . . . . 8
- ・ 内閣総理大臣に対する勧告について . . . . . 9

# 再就職等規制の例外承認について

## 求職規制の例外承認

以下に該当し、かつ「公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合」として再就職等監視委員会(委任をした場合は再就職等監察官)の承認を得た場合には、利害関係企業等に対しても求職活動が可能。

1. 職員が職務として携わる事務が、利害関係企業等との間で、関係法令の規定及びその運用状況に照らし裁量の余地が少ない場合
2. 高度の専門的な知識経験を有する職員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、再就職しようとする場合
3. 親族からの要請に応じて家業を継ぐ場合
4. 一般に募集され、公正かつ適正な手続で選考される公募ポストに応募する場合

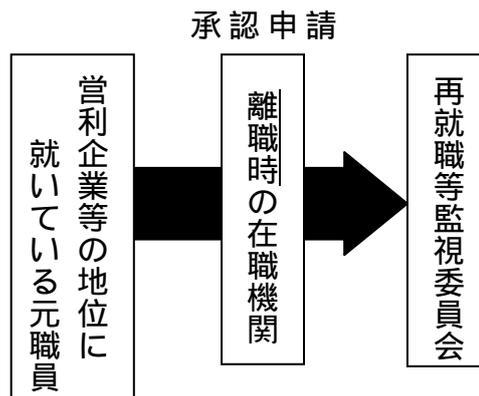


## 働きかけ規制の例外承認

「公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合」として、継続的給付を受ける契約に関する職務( )など職員の裁量の余地が少ない職務に関する場合であり、かつ、再就職等監視委員会(委任をした場合は再就職等監察官)の承認を得た場合には、その契約等に関し働きかけを行うことが可能。

( ) 対象となるのは以下の契約に関する働きかけである。

- ・電気、ガス又は水道水の供給、電気通信事業者による固定電話の役務の給付
- ・NHKによる放送の役務の給付



## 求職活動規制と働きかけ規制の概要

### 1. 在職中の求職活動規制（第106条の3）

職員が利害関係企業等に対し、  
当該利害関係企業等又はその子法人に再就職することを目的として、  
ア) 自己に関する情報を提供すること  
イ) 再就職する地位に関する情報の提供を依頼すること  
再就職することを要求又は約束すること  
を禁止

#### 利害関係企業等の定義

職員が職務として携わる事務の相手方のうち、～ のいずれかに該当する営利企業等をいう。  
許認可等を受けて事業を行い、又は行おうとしている営利企業等  
補助金等の交付を受けて交付対象事業を行い、又は行おうとしている営利企業等  
立入検査、監査若しくは監察を受け、又は受けようとしている営利企業等  
不利益処分をする場合の名あて人となるべき営利企業等  
法令の規定に基づく行政指導を現に受けている営利企業等  
国等と一定の契約を締結し、又は契約の申込みをしようとしている営利企業等  
犯罪の捜査、公訴の提起又は刑の執行を受ける者である営利企業等

#### 規制の例外

退職手当通算法人への現役出向の場合  
本省係長級以下の職員の場合  
官民人材交流センターから紹介されたものである場合  
公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、再就職等監視委員会の承認を受けた場合

### 2. 退職職員の働きかけ規制（第106条の4）

職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者が、  
離職前5年間<sup>(1)</sup>に在職していた局等組織に属する役職員等<sup>(2)</sup>に対し、  
当該営利企業等が関係する契約・処分に関する事務であって離職前5年間の職務に属するもの<sup>(3)</sup>に関し、  
離職後2年間<sup>(4)</sup>、  
職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを禁止

#### 役職段階等による付加規制

- (1) 離職前5年間より前に本省課長級以上の職に就いていた期間がある場合は、その期間も含めて規制
- (2) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関に属する役職員等への働きかけが規制対象
- (3) 本省局長級以上の職に就いていた者については、在職していた機関の所掌する契約・処分に関する事務への働きかけが規制対象
- (4) 在職中に自らが決定した契約・処分に対しては、期間の定めなく禁止

## 規制の例外

法律の規定に基づき、行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等の事務を遂行するために必要な場合、独立行政法人等の業務を行うために必要な場合

法令や国等との契約に基づく権利の行使・義務の履行の場合

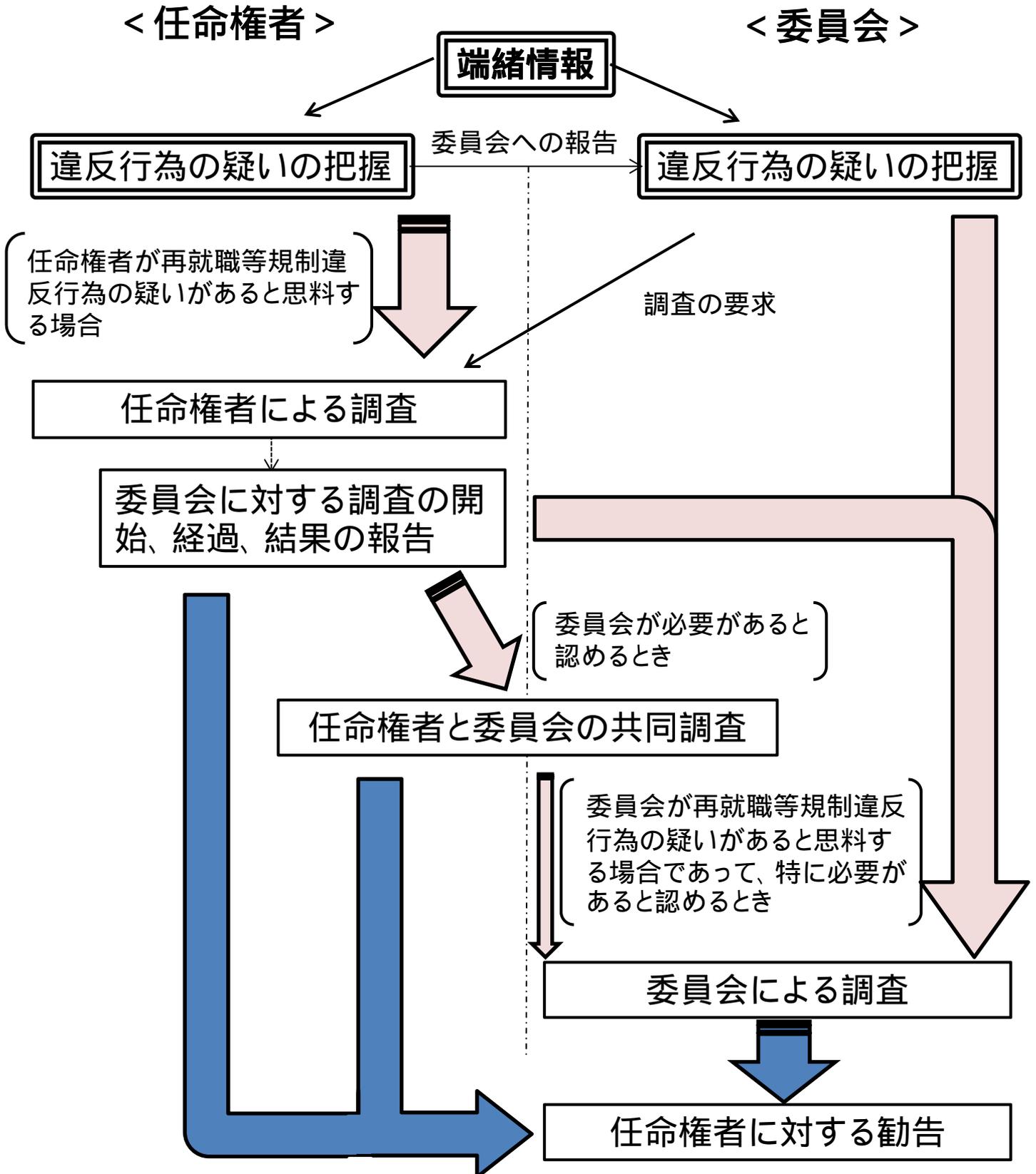
法令に基づく申請又は届出を行う場合

一般競争入札等による契約締結に必要な場合

公開情報の提供を求める場合

電気、ガス、水道に関する契約等裁量の余地が少ない職務に関するもので、公務の公正性を損ねるおそれがないものとして、再就職等監視委員会の承認を受けた場合

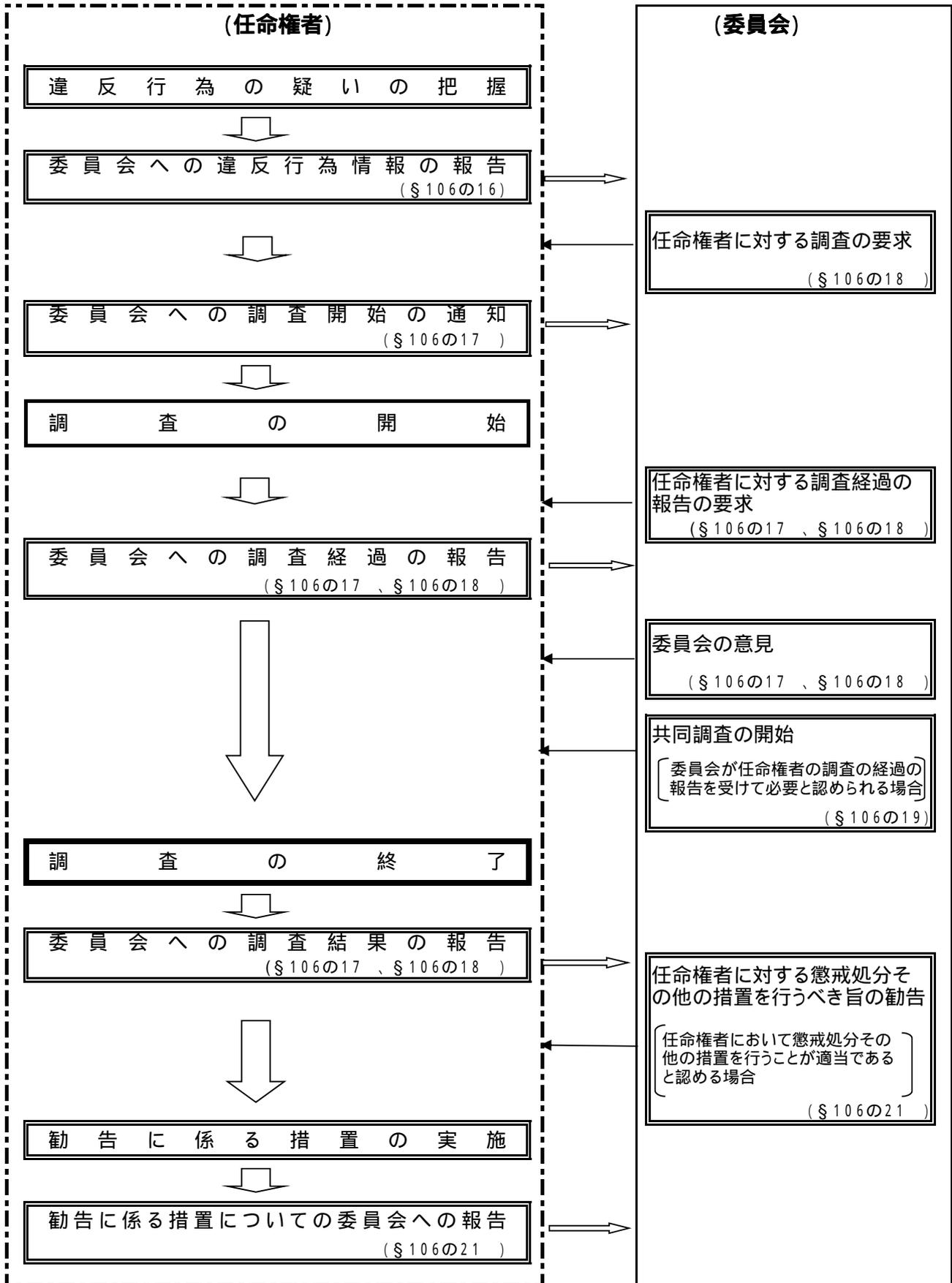
# 再就職等規制違反行為の調査のおおまかな流れ



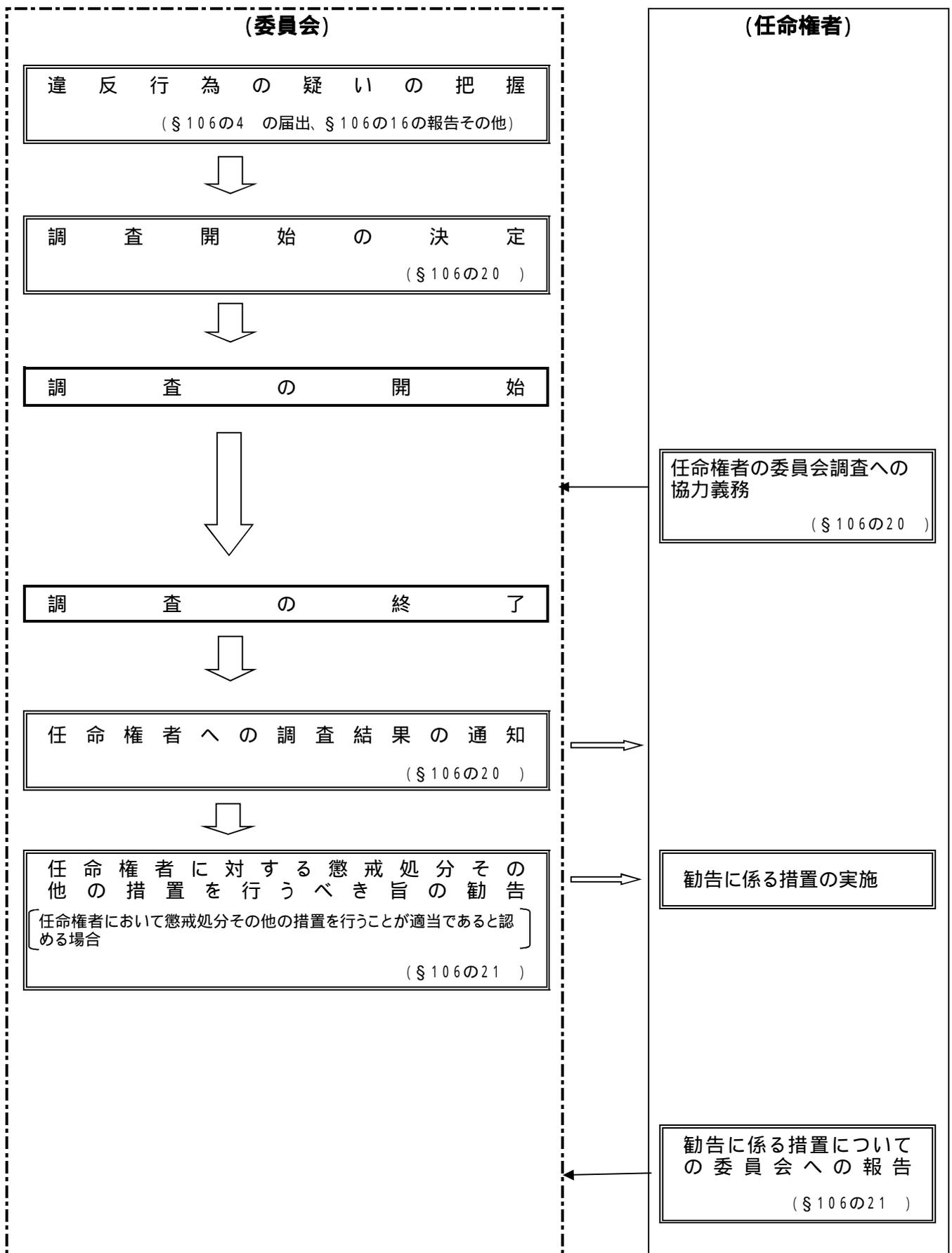
再就職等規制違反の調査は、一義的には任命権者が実施するものであるが、委員会は第三者機関として「必要と認める場合」には任命権者との共同調査を実施し、また、「特に必要と認める場合」には委員会による調査を実施することとされている。

再就職等規制違反行為の調査・勧告手続の流れ(詳細)

1 任命権者が行う調査(共同調査含む。)



## 2 委員会が自ら行う調査



# 再就職等規制違反行為に関する調査について

再就職等規制違反行為の調査は、情報提供を求める通報窓口等を通じて、規制に違反する疑いのある再就職に関する情報を有している職員や関係者から、調査の端緒となる情報を幅広く収集し、その中から調査が必要と思料される事案について、調査を行うこととなる。

## 1. 任命権者による調査

任命権者は、職員に対する服務統督権（国家行政組織法第10条）に基づき、再就職等規制違反行為の調査を行うことができる。

## 2. 委員会による調査

### 任意調査

- ・ 委員会は、協力を求める形で任意に調査を行うことができる（国公法第18条の3第1項）
- ・ 委員会は、関係行政機関の長への協力要求を行うことができ、相手方には応ずる義務が生じる（再就職等監視委員会令第4条。拒否等に対する罰則はなし。）

### 罰則が伴う半強制的な調査

#### 証人喚問

（国公法第18条の3第2項による第17条第2項の準用）

関係者（調査対象者以外）に対し、例えば、違反行為の行われた日時・態様、関与者の有無等について必要な証言を得るため、出頭を求めて質問を行う。

#### 書類提出要求

（国公法第18条の3第2項による第17条第2項の準用）

調査事案に関係する行政機関、民間会社等に対し、例えば、違反行為の事実に関わる書類やスケジュール表等の提出を求める。

#### 調査対象である役職員（であった者）への質問

（国公法第18条の3第2項による第17条第3項の準用）

違反行為を行った疑いのある職員（であった者）に対して、違反行為とされる事実全般について詳細な証言を得るため、出頭を求めて質問を行う。

#### 調査対象者の働いていた役所の職場への立入検査

（国公法第18条の3第2項による第17条第3項の準用）

調査対象者である職員の勤務先に立ち入り、例えば、調査事案と関係があると思料される人事に関する帳簿類等の検査や関係者に対する質問を行う。

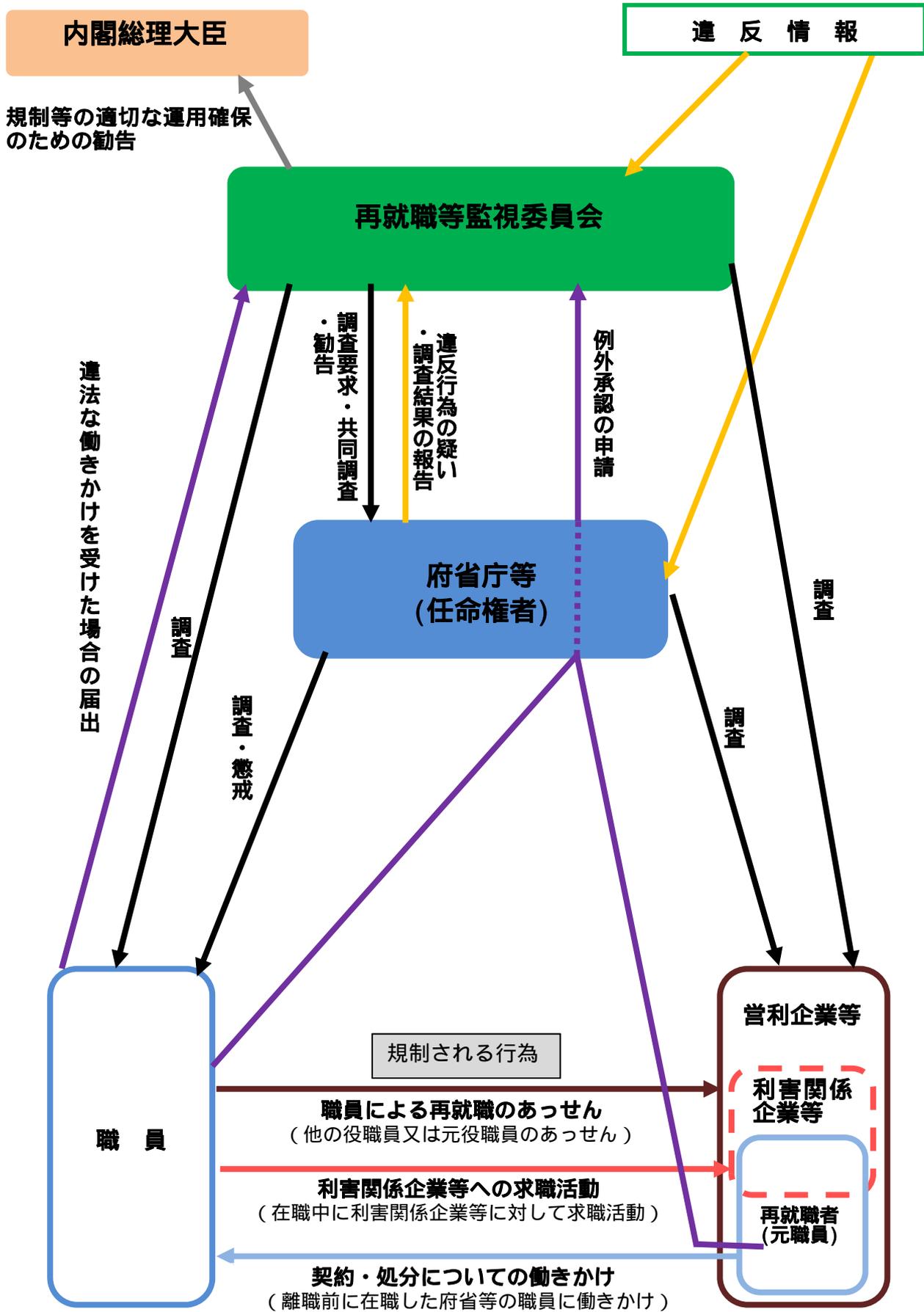
、及び 基づく調査に対し、正当な理由がなくこれを拒否し、又は虚偽の供述等をした場合等には3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

については、本人に不利益供述を強制することにならないよう、罰則はない。

## 3. 委員会による勧告

調査の結果、任命権者において懲戒処分その他の措置を行うことが適当であると認めるときは、任命権者に対し、当該措置を行うべき旨の勧告をすることができる（国公法第106条の21第1項）。

# 【再就職等規制と違反行為の調査等の実施体制】



## 内閣総理大臣に対する勧告について

再就職等監視委員会は、内閣総理大臣に対し、国家公務員法第3章第8節<sup>(注1)</sup>の規定の適切な運用を確保するために必要と認められる措置<sup>(注2)</sup>について、勧告することができる。

(国公法第106条の21第3項)

中央人事行政機関たる内閣総理大臣は、国家公務員の退職管理に関し、その運用全般に責任を持ち、運用上必要な事項を定めるほか、制度の見直しについても必要に応じて関与することとなる。

一方、再就職等監視委員会は、再就職等規制違反行為に対する調査や再就職等規制の例外承認等の内閣総理大臣から委任を受けた事務を実施することで、退職管理に関する制度の運用上の課題や各種事例に関する知見等が蓄積されていくことが期待される。このため、そのような知見を有する委員会が、退職管理に関する制度運用上の課題や改善の方向性等について、職員の退職管理に関する事項をつかさどる内閣総理大臣に対して、意見を述べるができることとしているものである。

(注1)「国家公務員法第3章第8節」とは「退職管理」の節であり、この節に含まれるすべての規定が勧告の対象となり得る。具体的には、再就職等規制、再就職等監視委員会、再就職情報の一元管理、退職管理基本方針が含まれる。

(注2)「適切な運用を確保するために必要と認められる措置」とは、再就職等規制等の適切な運用確保を図るための中央人事行政機関たる内閣総理大臣から各府省等への統一的な指導・助言の実施等が想定される。

